**旭川市感染症予防計画（概要版）**

発　　行　旭川市

発行年月　令和６年４月

問合せ先　旭川市保健所保健予防課

TEL 0166-25-9848

**旭川市感染症予防計画**

**概要版**

令和６年４月

旭川市

**■　計画策定の趣旨**

旭川市感染症予防計画の策定に当たって

　令和４年１２月に改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。）第１０条第１４項の規定により，新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ，次の感染症危機に備えるため，厚生労働大臣が定めた感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）及び北海道感染症予防計画に即し，本市の感染症の対策を総合的に推進するための計画を策定する。

**■　計画の位置づけ**

　旭川市感染症予防計画は，国の基本指針及び北海道感染症予防計画に即して策定するとともに，他の関連する国の指針や本市の関連計画と整合性を図るものとする。



**■　計画期間**

令和６年度から令和１１年度までの６年間